平成２２年（フ）第５６７１号
東京都墨田区立花３丁目21―15
債務者　鈴木　知子（旧姓吉野・鬼丸）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６７２号
東京都杉並区高井戸西１丁目31―３―507
債務者　吉田　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２６４号
川崎市幸区南加瀬４丁目13番17―108号　レオパレスアネックスガーデン
債務者　大川　俊介
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６８号
横浜市保土ヶ谷区新井町248番地２
債務者　手皮　竜也
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７２号
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目10番18号　カーサ・デ・カジェ101号
債務者　日向　美佳（旧姓市川・菅原）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７７号
横浜市旭区中白根１丁目３番13号
債務者　冨樫　実緒
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７３号
神奈川県藤沢市大庭5418番地の６　ビューテラス201
債務者　本間　博昭
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８１号
神奈川県藤沢市亀井野3303番地　亀井野団地アパート13―106
債務者　山川　重次
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７１号
横浜市旭区さちが丘174―３　サンライズエム206号室、住民票上の住所横浜市磯子区中原２丁目24番５―206号
債務者　溝江美智子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７２号
横浜市磯子区丸山２丁目13番14号
債務者　眞道　祐一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン15―１号棟408号
債務者　青木かほる
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８４号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地６街区３棟504号
債務者　岡島　景子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８５号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地６街区３棟504号
債務者　藤本　　修
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目２番11―706号
債務者　井上　修孝
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１３号
横浜市旭区都岡町27番地９　メゾン・ド・ブラン303
債務者　湯山　　實
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６８号
大阪市東成区神路３丁目10番15号　ブリリアント神路301号
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部